

◇ 登録型訪問介護員標準賃金表 ◇

(訪問時間1000時間未満)

社会福祉法人 さくら会
さくら会ヘルパーステーション

サービス項目	賃 金			
	通常	早朝・夜間	同行	同行 早朝・夜間
	＜ 身 体 介 護 ＞			
身体0	750円	940円	600円	750円
身体1	1050円	1315円	840円	1050円
身体2	1750円	2190円	1105円	1385円
身体3	2400円	3000円	1615円	2020円
身1生1	1650円	2065円	1105円	1385円
身1生2	2200円	2750円	1615円	2020円
身1生3	2900円	3625円	2125円	2660円
身2生1	2300円	2875円	1615円	2020円
身2生2	3000円	3750円	2125円	2660円
身2生3	3700円	4625円	2635円	3295円
	＜ 生 活 援 助 ＞			
サービス項目				
生活援助①(20分以上概ね45分程度まで)	1050円	1315円	840円	1050円
生活援助②(45分以上概ね60分程度まで)	1300円	1625円	1105円	1385円
※身体介護3を超える身体介護に係る賃金は、上記基本料金を基準に、サービス提供時間が30分増す毎に1050円を加算する。				
※令和2年10月11日以降令和3年3月31日までは、1日あたり生活援助①2回以上を含む生活援助3回以上の訪問業務に従事した場合には、1日あたり500円を加算する。				

＜通常の時間帯＞

通常帯-午前8時から午後5時59分までの時間帯において、サービスを開始した場合に適用する。

＜早朝・夜間の時間帯＞…通常料金に25パーセントを加算

早朝帯-午前6時から午前7時59分までの時間帯において、サービスを開始した場合に適用する。

夜間帯-午後6時から午後10時までの時間帯において、サービスを開始した場合に適用する。

＜ 諸 手 当 ＞		
種 別	期 間 (対象日)	賃 金
休日加算	土・日・祝祭日	1ケースにつき100円加算
年末年始加算	12月29日・12月30日・1月3日	1ケースにつき300円加算
	12月31日・1月1日・1月2日	1ケースにつき500円加算
報奨金	①月の訪問時間数60時間以上	月につき3000円加算
	②月の訪問時間数80時間以上	月につき5000円加算

＜ 介 護 保 険 外 サービス ＞

※自費サービスについては、各ケースのサービス内容にて、上記賃金設定を適用する。

※予防介護サービスについても、各ケースのサービス内容にて、上記賃金設定を適用する。

＜ ミーティング・研修賃金 ＞

※ミーティング・研修費については、1時間→1020円とする。

但し、研修については、法人内で適用を認められたもののみとする。

本表は、令和2年10月11日より適用する。